健生発０４２４第１号
感発０４２４第１号
令和７年４月２４日

各 都道府県知事 / 保健所設置市市長 / 特別区区長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
（公　印　省　略）

「特定感染症検査等事業について」の一部改正について

標記については、平成１４年３月２７日健発第０３２７０１２号厚生労働省健康局長通知に定める実施要綱に基づき行われているところであるが、今般、同通知の別紙「特定感染症検査等事業実施要綱」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和７年４月１日から適用することとしたので通知する。

本事業の実施に当たっては、事業が円滑に実施されるよう貴管内における関係機関等への周知について、特段の御配慮をお願いする。